

専門家登録募集要領

(目的)

第1 この要領は、専門家派遣事業において、多岐にわたる課題（経営、技術、人材、情報化等）に対応できるよう幅広い分野の民間の専門家を募集・登録することで、県内の創業者や経営の向上を図る中小企業者等の課題解決に向けた取り組みを支援し、もって当該中小企業者等の順調な発展・成長を促進することを目的とする。

(募集)

第2 創業者や中小企業者等に対する経営面又は技術面での支援を行うためには、対応すべき課題が多岐にわたることが想定されることから、専門家の募集は、公募によるものとし、幅広い分野を対象とする。

(要件)

第3 専門家は、次のいずれかに該当する者とする。

- ア 中小企業診断士、税理士、公認会計士、弁護士、技術士、その他公的資格を有し、おおよそ5年以上の実務経験を有する者。
- イ 経営上、必要とされる技能等に、おおよそ10年以上の経験を有する者。
- ウ 国、都道府県、金融機関や商工団体等の支援機関におけるプロジェクトマネージャー、コーディネーター、その他専門家としての実務経験を有する者。
- エ その他、上記と同等の経験、知見、技術等が認められると判断される者。

(登録)

- 第4 専門家の登録は、専門家からの専門家登録（更新）申請書（第1号様式）の提出をもって行うものとする。
- 2 前項の専門家登録申請書の提出があったとき、公益財団法人21あおもり産業総合支援センター（以下「センター」という。）は内部で協議の上、申請者の有する資格及び過去の実績等を考慮し、登録の適否を判断するものとする。
 - 3 専門家の登録有効期間は登録日から令和8年3月31日までとする。ただし、登録期間内であっても不適格と判断された場合は登録を抹消できるものとする。
 - 4 前項の登録有効期間満了後は、2年ごとに更新できるものとし、新たな登録有効期間は、4月1日から翌々年度3月31日までとする。
 - 5 登録更新を希望するものは、専門家登録（更新）申請書を登録有効期間満了月の15日までにセンターあて提出するものとする。ただし、登録更新にあってもセンターは内部で協議の上、申請者の有する資格及び実績等を考慮し、専門家として相応しいと認められる者を登録するものとする。

6 登録あるいは更新になった専門家は、専門家登録同意書（第2号様式）を速やかに提出するものとする。

附 則 この要領は、平成24年 4月 1日から施行する。
附 則 この要領は、平成26年 2月 27日から施行する。
附 則 この要領は、平成28年 2月 2日から施行する。
附 則 この要領は、平成30年 2月 15日から施行する。
附 則 この要領は、令和 元年 5月 31日から施行する。
附 則 この要領は、令和 2年 4月 1日から施行する。
附 則 この要領は、令和 4年 4月 1日から施行する。
附 則 この要領は、令和 6年 1月 22日から施行する。
附 則 この要領は、令和 6年 4月 1日から施行する。

第1号様式

専門家登録（更新）申請書

令和 年 月 日

公益財団法人21あおもり産業総合支援センター
理事長 様

専門家登録（更新）を以下のとおり申請します。

① 氏名 (インボイス登録番号)	印 (T)		
② 所在地	〒 ※所在地は支払調書の送付先です。		
電話番号		F A X	
e-mail		U R L	
生年月日	昭和・平成 年 月 日		
③ 専門分野 (複数選択可)	経営全般・マーケティング・資金・法律・労務・税務・技術・ビジネスプラン ・IT・取引適正化・事業提携・会社設立・省エネ・特許・その他 ()		
④ 所有する 資格			

⑤ 経歴	
⑥ これまで の実績	

(資格を証明する資料、これまでの実績をまとめた資料等がありましたら添付して下さい。)

□下記項目①～⑥について、ホームページへの掲載を承諾します。(□へチェック) ※1
① 氏名 ②所在地※2 ③専門分野 ④所有する資格 ⑤経歴 ⑥これまでの実績

※1 登録にあたっては、①～⑥の掲載の承諾が必須となります。

(それ以外の情報は公開致しません。)

※2 ②所在地 (県内在住の方は市町村、県外在住の方は都道府県までの公開)

第2号様式

専門家登録同意書

私は、公益財団法人21あおもり産業総合支援センター（以下、甲という。）の専門家登録にあたり、下記の項目について同意します。

記

- 1 診断・助言の際に知り得た対象企業の企業秘密を厳守するとともに、これを自己の利益のために利用しないこと。
- 2 診断・助言の移動中および実施中に事故、病気、死亡およびその他不測の事態に遭遇した場合、甲はその保証について責任を一切負わないこと。
- 3 診断・助言の期間中であっても、甲の判断により、適正な診断・助言とみなされない場合は、専門家派遣事業を終了することができる。
- 4 専門家派遣事業実施要領の規定を遵守すること。
- 5 甲が不適格と認める事情もしくは専門家としての能力に値しないと判断する場合、甲は専門家の登録を抹消することができる。

令和 年 月 日

公益財団法人21あおもり産業総合支援センター 理事長 様

住所：（〒 _____ ）

氏名： _____ 印

振込先口座申請用紙

令和 年 月 日

公益財団法人 21あおもり産業総合支援センター
理事長 様

所在地 氏名 印

謝金及び旅費については、下記の金融機関の口座に振り込んでください。

金融機関名	銀 行	本店
	信用金庫	支店
	組 合	支所
預金種類及び口座番号	1 普通預金 2 当座預金 No 3 別段預金	
(フリガナ)		
口座名義人		

- (注1) 該当するものを○印で囲んでください。
(注2) 口座名義人は個人のみとしますが、個人口座での登録が難しい場合は、個人事業主の口座でも可とします。
なお、口座名義人欄は、金融機関に確認の上、電算登録している名称を記入してください。
(注3) 口座名義人が個人、個人事業主にかかわらず、源泉徴収後の謝金及び旅費の支払いとなります。